

議会改革推進特別委員会 ロードマップ

大項目	小項目	会派回答 (会派数)			無所属回答			作業部会	令和7年度				令和8年度								令和9年度				令和10年度				令和11 年度	備考		
		短期	中期	長期	重要性	緊急性	所要時間		R7. 12	R8. 1	R8. 2	R8. 3	R8. 4	R8. 5	R8. 6	R8. 7	R8. 8	R8. 9	R8. 10	R8. 11	R8. 12	R9. 1~3	R9. 4~6	R9. 7~9	R9. 10~12	R10. 1~3	R10. 4~6	R10. 7~9	R10. 10~12	R10. 1~3	R11. 4~6	
市長等の事務執行に対する監視・評価機能のさらなる充実について	① 予算と決算の連動について																													令和8年9月の決算審査に間に合わせるために、準備期間も含めて令和8年6月までに協議を完了する。		
	② 振正予算における予算説明調書の作成と提出について																													令和8年6月定例会の補正予算に係る調書からの提出を目指し執行部との調整を行う。		
	③ 市長等の事務の執行における監視及び評価を行うことについて（議会費で弁護士等と契約する）																													優先順位を加味し、令和8年7月から協議を開始し、本件に關し実施することが決定されれば、令和10年度より開始できるよう予算要求を行う。		
地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決事項の検討について	④ 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事項の検討について																													執行部から提出される資料を基に各会派で調査・研究し、4月より議論を開始する。本件に關し、実施することが決定されれば、令和9年3月定例会で条例を改正を行う。		
議員定数・報酬、身分等に関することについて	⑤ 政務活動費について	2	4	高	高	中																									⑥の項目終了後に検討を開始する。検討の結果、予算要求に反映させる必要がある場合は、令和10年度予算に反映させる。	
	⑥ 議員報酬について																														報酬等審議会への諮問内容を本委員会で決定し、幹事長会での決定を経て答申する。報酬等審議会からの答申内容を踏まえ、委員会で協議、検討を行う。	
	⑦ 議員定数について																														令和8年10月より令和10年6月まで（改選の1年前を自目）を協議期間とし、定数の変更の必要がある場合は、令和10年6月定例会で条例改正を行う。	
	⑧ 議選の監査委員について	1	2	3	中	中	短																								議選の監査委員を選任しない方針を決定した場合、執行部においての予算措置、条例改正等の準備期間が必要なため、令和9年7月までに結論を出す。	
	⑨ 厚生年金への地方議会議員の加入について	2	4	低	低	中																									優先順位を加味し、⑧の項目終了後に検討を開始する。	
無所属議員の議会運営への参画について	⑩ 無所属議員の議会運営への参画について	3	3	高	中	短																									検討に長期間を要さないと考えらるため、早期に結論を出す。	
審議方法について	⑪ 議案審査について（議案ごとの審査、法令の徹底）	3	2	1	高	高	短																								令和8年3月定例会の運営方法は、議会運営委員会で協議願う。当委員会では令和9年3月定例会以降の運営方法について協議を行う。なお、令和9年3月定例会以降の運営に反映させるため、令和8年11月までに結論を出す。	
	⑫ 3月議会における予算決算委員会の審査の進め方について	2	3	1	高	高	短																									
	⑬ 本会議質問における時間計測方法について	5	1	高	中	短																									優先順位を加味し、7月以降に検討する。過去に検討した内容も含め検討するため、検討には長期間必要ないと考えられるため、早期に結論を出す。	
	⑭ 委員会における議員間討議の活性化について	2	1	3	高	高	中																									早期に結論を出す。
会議スケジュールについて	⑮ 議会制度について（通年議会）	3	3	高	高	中																										優先順位を加味し、令和8年7月から協議を開始する。執行部との調整、詳細な制度設計、実施する場合は条例改正等も必要であるため、令和9年度末までを協議期間とする。
	⑯ 年間スケジュールの固定化について	5	1	高	高	中																										早期に結論を出すべきとの会派が多く、検討に長期間を要さないと考えられるため、左記の検討期間としている。
SNSについて	⑰ SNSの利用について	3	2	1	中	中	中																									他市調査も含めガイドラインの作成等について、一定の期間を要するため左記の検討期間としている。
その他	⑱ 文書質問制度の復活について	3	1	2	低	低	短																									過去に検討した内容も含め検討するため、検討には長期間必要ないと考えられるため、早期に結論を出す。
	⑲ 議会からの予算要求の仕組み化について	2	1	3	高	高	中																									①の議論と合わせて行う。そのため、令和8年6月までに協議を完了する。